

＜農業委員会からのお知らせ＞
農地の相続時の届出について

改正農地法の施行(平成21年12月15日)に伴い、相続等により農地を取得したときには、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出をすることになりました。
(農地法第3条の3)

(届出が必要な方)

農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した方

- ・相続(遺産分割、包括遺贈を含む)
- ・時効取得

(届出について)

・農業委員会窓口届出書があります。この届出書に必要事項を記載し、1部提出してください。

・この届出は、農業委員会が農地の権利移動を把握するためだけのものです。権利取得の効力を発生させるものではありません。また、所有権移転登記に代わるものではないので、登記は別途必要になります。

問 赤村農業委員会事務局 ☎(62)3000(内線350)